

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（案） の概要に係る意見募集結果の概要

鳥取力創造課

1 パブリックコメントの募集等

平成 23 年 6 月、特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、法施行に必要な手続を定めた「鳥取県特定非営利活動促進法施行条例」の一部を改正することとし、改正する条例（案）の概要について、以下のとおり県民からの意見を募集しました。

(1) 募集期間

平成 23 年 11 月 22 日（火）から 12 月 20 日（火）まで

(2) 周知方法

ホームページ、新聞広告、市町村・県機関へのチラシ配架及び県内 N P O への通知

(3) 応募件数

4 件（4 名）

2 主な意見と対応方針

(1) 今後、取組を実施する中で検討する意見

意見内容	対応方針
このたびの制度改正により、N P O 法人が認定を受けるための P S T（※）要件が緩和されるとともに、条例で P S T 要件を設定することも可能となった。これに伴い、鳥取県にふさわしい認定 N P O 法人ができるような環境を整えていただきたい。	条例で N P O 法人を個別指定するに当たっては、本県の実情に合わせた適切な基準を設定するよう、平成 24 年度に会計の専門家等も交えて検討を行う。

（※）P S T…「パブリック・サポート・テスト」の略。

公益性の高さを、市民からサポートを受ける度合い（例：寄附金収入額等）により判定。

(2) その他（参考意見）

意見内容	対応方針
N P O 法人への自立支援事業に力を入れていただきたい。	新たな寄附税制の内容を県民に P R するとともに、N P O 法人の自立支援に係る取組を実施する。（新しい公共支援事業による相談窓口、講座開催）
寄附促進、N P O の応援という点から考えると、基金を設ける方式の方がよいのではないかと。	基金を設けて運用する他県の事例もあるが、公益の増進に資する鳥取県にふさわしい N P O 法人を条例指定しつつ、新たな寄附税制を周知することで、寄附に対する県民の理解も進むと考えており、現時点で基金の設置は考えていない。
公益法人であっても不適切経理などが発覚している現状で、法人の信頼性からみても優遇措置を設ける必要はない。 寄附金制度は、ふるさと納税など既存の制度を普及活用すべき。 個人住民税の減税により、町村において新たな負担発生や事務増加が懸念される。	N P O 法人制度の趣旨から、法人自身も情報公開に努めるべきであるが、県としても N P O 法人の活動状況についての情報を公開する。 ふるさと納税の普及も大切だが、このたびの寄附税制改正は、県内の N P O 法人を応援するより身近な方々を主な対象とするものであり、並行して普及に努める。 また、寄附の促進が地域の活性化に資するという今回の制度改正の趣旨を踏まえ、今後、必要となる業務について市町村に対し丁寧な説明を行っていく。